

## 千葉県建設工事等入札参加業者資格審査基準

### (目的)

第1条 この審査基準は、建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等を定める公告(以下「公告」という。)第7に定める資格審査の方法等の基準を定めるものとする。

### (適格審査)

第2条 適格性に関する審査は、入札参加資格審査を申請する者(以下「申請者」という。)について、入札参加資格審査申請書及び添付書類(以下「申請書類」という。)並びにその他の資料に基づき行うものとする。

2 申請者が、次の各号の一に該当するときは不適格とする。

- (1) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- (2) 申請書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事項を記載したとき。
- (3) 次のいずれかの届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

3 申請者が、次の各号の一に該当する事実があったと認められるときは、不適格とすることができる。

- (1) 公告第9に定める資格者名簿への登載日前2年以内に、地方自治法施行令第167条の4第2項(施行令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。)に該当すると認められるとき。

- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。

### (施工能力審査)

第3条 施工能力に関する審査については、建設工事に関する申請者について、別に定める基準日における申請書類及びその他の関係資料等を基礎として、客観的事項及び主観的事項ごとに付与点数を算出する方法により行うものとする。

### (客観的事項審査)

第4条 客観的事項に対する付与点数(以下「客観点数」という。)は、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)の結果によるものとする。

### (主観的事項)

第5条 主観的事項に対する付与点数(以下「主観点数」という。)は、次の各号の評価点数の和とする。

(1) 工事成績にかかる評価点

ア 知事部局、各行政委員会、各公営企業及び知事が工事成績の採点等において県工事と同等と認める団体が発注する工事(以下「県工事」という。)の内、1件の金額が500万円以上の工事で、別に定める基準日の前2年以内(以下「対象期間」という。)に工事竣工検査が終了しているものについて、当該工事成績の平均点(以下「工事成績平均点」という。なお、80点以上のときは80点とする。)から65を減じた値(小数点以下第1位を四捨五入。)に、工事の種類ごとに別表第1のとおり年間平均県工事完成高に応じて定める係数を乗じ、さらに65を加算して得られる点数(小数点以下は切り捨てる。)

イ アの規定によって算出された評価点が零点未満となるときは評価点を零点とし、工事成績平均点が存在しない場合は評価点を55点とする。

(2) 技術者数にかかる評価点

技術者数にかかる評価点は、基準日直前に評価を受けている経営事項審査において技術職員名簿に記載した技術者のうち、工事の種類ごとに別表第2の種別の欄に掲げる資格を有する職員数に点数欄に定める数を乗じた点数を合計したものとす。ただし、60点を上限とする。

(3) 安全対策にかかる評価点

安全対策にかかる評価点は、別表第3の評価項目の区分ごとに、加入団体名に掲げる団体に加入しているとき、同表の加算対象工種の欄に掲げる業種に対して点数の欄に定める点数を合計したものとす。ただし、評価項目の各区分における同業種重複評価は行わないものとする。

(4) 品質管理にかかる評価点

品質管理に係る評価点は、(公財)日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している審査登録機関が認証したISO9000シリーズの認証を取得している場合に3点を加算する。

(5) 環境対策にかかる評価点

環境対策にかかる評価点は、JAB又はJABと相互認証している審査登録機関が認証したISO14001を取得している場合及び(一財)持続性推進機構が認証・登録をしたエコアクション21を取得している場合を対象とし、別表第4のとおり加算する。

ただし、ISO14001及びエコアクション21の取得が重複する場合は、エコアクション21の加算は行わないものとする。

(6) 障害者雇用状況にかかる評価点

障害者の雇用の促進に関する法律に基づく法定雇用率を達成している場合、または同法に基づく障害者雇用報奨金を受給している場合、20点を加算する。

(7) 優良工事表彰にかかる評価点

別に定める基準日の前2年間に千葉県優良建設工事表彰要綱に基づく優良工事表彰を受けた実績を評価し、1件つき10点を加算し、最大20点まで加算する。

なお、共同企業体が受けた表彰は、当該共同企業体の各構成員の件数として取り扱う。

(8) 企業連携による評価点

千葉県の入札参加資格者名簿に登載された2者以上(すべての者が千葉県内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)を有し、建設業の営業年数を3年以上有する場合に限る。)が別に定める基準日の5年以内に、合併又は営業譲渡(以下「合併等」という。)をした履歴を有する場合を、別表第5のとおりとする。

(9) 担い手確保にかかる評価点

担い手確保に係る評価点は、県内に本店を有する申請者が、別表第6の評価項目の種別ごとに同表の評価内容の欄に掲げる場合に該当するとき、それぞれ同表の点数の欄に定める点数を合計したものとする。ただし、20点を上限とする。

(等級の格付)

第6条 建設工事に関する申請者については、前2条の規定により算出された客観点数と主観点数の合計点数に基づき、別表第7に定めるところにより等級区分の格付を行うものとする。

2 公告第14に定める入札参加資格の承継にかかる資格審査については、新たな等級の格付は行わないものとする。

(公表)

第7条 建設工事等入札参加資格者名簿に登載された建設工事に関する有資格者の格付け結果については、県のホームページにより公表するものとする。

附 則

この審査基準は、昭和61年6月30日から施行する。

附 則

この審査基準は、昭和63年9月30日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この審査基準は、平成15年8月1日から施行する。

(工事成績に係る対象期間の特例)

2 平成15年8月1日から平成16年7月31日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等の審査に係る第5条(1)アに定める対象期間は、平成13年11月1日から平成15年3月31日までとする。

附 則

この審査基準は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

1 この審査基準は、平成18年5月8日から施行する。

2 第5条(1)アに定める知事が工事成績の採点等において県工事と同等と認める団体千葉県道路公社(平成18年8月1日以降に有効となる名簿から認定する。)

附 則

1 この審査基準は、平成21年4月1日から施行する。

2 第5条(1)アに定める知事が工事成績の採点等において県工事と同等と認める団体千葉県道路公社

附 則

この審査基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この審査基準は、平成26年3月20日から施行し、平成26年4月1日以降の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格審査に適用する。

(等級の格付における特例)

2 土木一式において、A等級に格付された者のうち、資格者名簿登載通知日から10日以内に申し出があった者の格付は、この審査基準にかかわらず、平成26年3月31日までを有効期間とする千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿における等級とする。

附 則

(施行期日)

1 この審査基準は、平成28年3月18日から施行し、平成28年4月1日以降の

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格審査に適用する。

(等級の格付における特例)

2 平成26年3月20日施行の千葉県建設工事等入札参加業者資格審査基準の附則第2項を次のとおり改める

2 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この審査基準は、平成30年3月6日から施行し、平成30年4月1日以降の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格審査に適用する。
- 2 第3条に定める基準日は、平成30年1月1日とする。ただし、随時受付分については、当該受付を行った翌月1日とする。
- 3 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)は、平成29年4月1日とする。
- 4 第5条(7)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)は、平成30年4月1日とする。
- 5 第5条(8)に定める基準日(企業連携の審査基準日)は、平成30年1月1日とする。
- 6 第5条(9)に定める基準日(新規卒業者の雇用の審査基準日)は、平成29年9月1日とする。

(等級の格付における特例)

- 7 土木一式及び舗装において、平成30年3月31日までを有効期間とする千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿における等級よりも上位の等級に格付された者のうち、資格者名簿登載通知日から10日以内に申し出があった者の格付は、この審査基準にかかわらず、従前の名簿における等級とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この審査基準は、令和2年3月6日から施行し、令和2年4月1日以降の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格審査に適用する。
- 2 第3条に定める基準日は、令和2年1月1日とする。ただし、随時受付分については、当該受付を行った翌月1日とする。
- 3 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)は、平成31年4月1日とする。
- 4 第5条(7)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)は、令和2年4月1日とする。
- 5 第5条(8)に定める基準日(企業連携の審査基準日)は、令和2年1月1日とする。
- 6 第5条(9)に定める基準日(新規卒業者の雇用の審査基準日)は、令和元年9月1日とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この審査基準は、令和4年3月8日から施行し、令和4年4月1日以降の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格審査に適用する。
- 2 第3条に定める基準日は、令和4年1月1日とする。ただし、随時受付分については、当該受付を行った翌月1日とする。
- 3 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)は、令和3年4月1日とする。
- 4 第5条(7)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)は、令和4年4月1日とする。
- 5 第5条(8)に定める基準日(企業連携の審査基準日)は、令和4年1月1日とする。
- 6 第5条(9)に定める基準日(新規卒業者の雇用の審査基準日)は、令和3年9月1日とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この審査基準は、令和6年3月1日から施行し、令和6年4月1日以降の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格審査に適用する。
- 2 第3条に定める基準日は、令和6年1月1日とする。ただし、随時受付分については、当該受付を行った翌月1日とする。
- 3 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)は、令和5年4月1日とする。
- 4 第5条(7)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)は、令和6年4月1日とする。
- 5 第5条(8)に定める基準日(企業連携の審査基準日)は、令和6年1月1日とする。
- 6 別表第6に定める基準日(担い手確保の審査基準日)は、令和5年9月1日とする。